

告示第千四百七十三号

昭和二十七年八月十一日

遺族国庫債券の発行交付等に関する省令第一条に規定する
遺族国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基き、遺族国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和二十七年大蔵省令第七十一号）第一条に規定する遺族国庫債券の様式の要項を次のように定める

一 本券面

表面	図柄	はとの図	黒色	
	地紋	なでしこを白抜きとした地紋	淡緑色	
裏面	りんかく	上部左右に額面金額の数字を白抜きとした唐草模様及び彩紋	(色彩は、券種により次のとおりとする。)	
			二万円券	だいたい色
			三万円券	紫色
			五万円券	青色
		記名の表示、印章、記号、番号及び利率	赤色	
裏面	地紋	記名欄、印鑑欄、元利金支払期日、元金残高及び元利金支払場所記入欄を表示した唐草模様	りんかくと同色	

二 利札面

表面	地紋	なでしこを白抜きとした地紋	淡緑色
	りんかく	遺族国庫債券の文字を白抜きとした唐草模様及び彩紋	本券表面りんかくと同色
裏面	模様	記名の表示、記号及び番号	赤色
		唐草模様及び彩紋。 昭和三十年度以降に発行するものについては、上部右に支払年及び記号	本券裏面と同色

三 用紙	すき入れ	本券面の中央に「大蔵省」の文字を配した横波型白すき
------	------	---------------------------